



相続は、単に財産を受け渡す行為ではありません。そこには家族の歴史や想い、そして未来への希望が託されています。しかし一方で、準備不足や判断の迷いから「もっと早く相談しておけばよかった」と後悔の聲が生まれてしまうことも少なくありません。

私たち税理士法人bestaxは、相続は「準備がすべて」であると考えています。事前にできる備えを整えることが、安心できる相続の分かれ道となります。逆に備えが不十分であれば、想いと財産をしっかりと繋ぐはずの相続が、家族の不安や迷いを残す場面となりかねません。だからこそ私たちは、「後悔のない、できることを万全に備えた相続」を実現することを使命としています。

相続における課題は、税務や法律の枠にとどまりません。そこには人と人との関わりや、家族に受け継がれてきた価値観までもが絡み合います。bestaxは、豊富な専門知識を基盤にしなが、お客様一人ひとりの想いを丁寧に受け止め、最善の解決策を共に描いていきます。私たちの役割は単なる手続きの代行ではなく、人生の大切な節目に寄り添う伴走者であることなのです。

「準備を整えていたからこそ、心から安心して未来を迎えられる」——その実感届けたい。相続を通じて家族の絆が深まり、受け継がれた財産や想いが次の世代の力へと変わっていく。これこそが、bestaxが相続にかけける揺るぎない願いです。

相続は一度きり。その一度を最高のものにするために、今からできる最善の準備を。税理士法人bestaxは、「準備こそすべて」の信念を胸に、お客様とご家族の未来を守り続けてまいります。

相続とは準備。それだけを伝えたい。

相続は準備が9割
今できること、始めませんか？

イエスならページを
めくってください

ベストな支援を、ベストなカタチで



ご両親の資産を把握していますか？

※預金、不動産、株式(上場)、株式(自社経営未上場)、保険等



いいえ

はい

早急な資産把握が必要です。今できることは、不動産価値の把握(固定資産税の通知書等でわかる)です。

ご兄弟がいる場合、兄弟間での相続の話し合いは可能ですか？(仲は良いですか?)



はい

いいえ

相続人同士で話し合い、相互の意思を確認し、相続対策をしてください。

はい

資産の整理、相続し得る財産の把握、遺言書の存在確認をしてみてください。法廷闘争になる可能性も否めません。相談できる法律家を探しておくことをお勧めします。



配偶者はいますか？



いいえ

はい

●相続されるお子様は複数いますか？

いいえ

一次相続では優遇税制があります。その後のお子様等への相続に関して知りたい場合は●からスタートしてください。

はい

あなたの資産の中に、自宅以外の不動産が含まれますか？

いいえ

相続に係争になることはありません。相互の意思を確認し、資産を把握して対策をしましょう。認知症、不動産など知っておくべき対策は多数あります。※次ページを参照

はい

財産のバランスはどうなっていますか？
①現金、証券が多い②不動産が多い③事業承継を含む場合など、状況によっては早急な対策が必要かもしれません。相続税は対象者が亡くなったあと、わずか10か月で納めなくてはなりません。資産の把握から、いくら収める必要があるのか？ 税額のコントロールは可能なのか？ など、状況と希望を見据えて対策をしましょう。

遺言書と資産凍結対策(家族信託)が、対策として有効です



被相続人の想い、相続人の想いによって、相続のベストアンサーは変わります。相続税を安くするだけが幸せではありません。家族全員の幸せを考えた相続を考えましょう。



税理士 やまなかの ワンポイントレッスン 1

専門家の活用法・資産の詳細な把握

資産に「自社株式」や「持ち分が入り組んだり、名義があいまいな不動産等」がある場合、正確な資産の把握が必須です。これは専門家に依頼しなければ、資産の算定は不可能です。間違えない業者選びを行い、資産価値と詳細を把握しましょう。



税理士 やまなかの ワンポイントレッスン 2

多くの案件を見てきた相続専門家からのメッセージ

親が最後に安心して旅立っていける。その準備をするのは親、子供双方の大切な役目です。現行の制度では、この準備の有無が相続税額や、相続資産分与に大きく影響を与えてしまいます。ご両親のために、家族のために、この準備に正面から向き合うことはとても大事な親孝行なのです。



／ 専門家がどうしても伝えたい！ ／

当事者が知っておくべき 相続対策 9

1 納税額を確認せよ!

資産の把握と記録

相続対策として、最初、かつ最も重要なことが資産の把握です。資産の記録を残すことで、幸せな相続の大きな一歩を踏み出せます。調査をして、記録に残すのは有価証券、保険、不動産(自宅・収益物件)が大きな柱。



2 「誰に何を遺す？」を決める

資産分割の検討

世の中の一般的な相続税対策は、「誰にどの財産を渡す」という意思決定の前に、節税対策が提案されます。しかし、子供などの相続人に何を残すのか？ を考えることは、節税よりも大事なポイント。資産の分割をある程度決めることで、現状の相続税額を把握することができます。財産カウンセリングをして、現状の納税額を知り、対策をするのかしないのか判断をしていきましょう。

3 残された者へのラブレター

遺言書の作成



相続といえば遺言書と言われていますが、それはまず①と②ができてからの話です。ご自身の想いをしっかり残すために士業などの専門家に協力してもらい、そして必ず、公正証書での作成を推奨いたします。ご自身のお気持ちを付言事項にしっかり遺されることにより、ご家族間の争いになる火種を消火することができます。

4 仕組みと制度の活用

家族信託

被相続人が認知症になってしまったら、財産は自由に動かせなくなります。その準備として、営利を目的とせず、信頼できる家族に財産を信託する制度が家族信託です。比較的自由に家族間でルールを決めることができます。家族の財産を他人に任せることなく、家族が財産を預かることができます。他の財産管理は委任契約、成年後見制度がありますが、この制度だと赤の他人が財産を管理することになり、非常に困るケースもあります。そのためにも検討しておくべき制度です。

5 節税はやっぱり大事!

不動産自宅控除

不動産を売却すると、多額の税金がかかることがあります。ただし、「自宅」を売却したケースにおいては、ほとんどの場合、大きな税金はかかりません。それは、「3,000万円特別控除」の制度があるからです。「3,000万円特別控除」は、不動産の売却益から最高3,000万円まで控除できる特例です。制度として使えるかどうかをまず、検討してみましょう!

※相続発生後、亡くなられた方が住んでいた自宅が昭和56年5月31日以前の建物の場合、空き家の譲渡所得3000万特別控除もごさいます。

6 節税はやっぱり大事<その2>

小規模宅地等の特例

被相続人(亡くなった人)の自宅や事業に使用していた宅地等は、残された家族にとって生活の基盤を維持するために必要不可欠な財産です。これらの財産について、通常の取引価額を基準に計算した評価額をそのまま相続税に適用すると相続税が高額になり、自宅や事業用の不動産を売却しなければ相続税を支払えなくなることも考えられます。そのため、一定の要件を満たす宅地等については最大80%評価額を下げ、相続税の負担を軽減することで、配偶者など残された家族がその家に住み続けられるように創設された制度です。

7 節税はやっぱり大事<その3>

生命保険は利用価値大

生命保険は遺産分割協議の対象とならず、受取人固有の財産となります。つまり受取人を指定して、資産や被相続人の想いを保険としてお金で遺すことができます。よって時折耳に入る争相続(あらそうぞく)対策に活用することもできます。ただし、契約内容によっては相続に有効でない場合もありますので、加入の際は意思表示と確認をしっかりとしましょう。

8 借金は節税なのか!?

収益物件建築による対策

不動産投資で節税効果を見込める税金は、所得税、住民税、相続税の3種類です。収益物件建築等では、相続税の評価額を下げる効果があります。しかし、収益物件をもつということは、事業をする覚悟も必要になります。当然リスクもあり、経営に関する知識や知見も必要です。率直に言って、節税に不動産をというものは落とし穴もある話なのです。この点だけは、ハウスメーカーにも、保険業にも、金融機関にも紐づかない当社をご利用ください。フラットな立場で収益物件活用の是非をお伝えいたします。

9 会社(法人化)のメリット

法人設立でできる対策

不動産管理会社(法人)を設立すると、たとえ個人で経営している不動産収入であったとしても、「企業から得られた給与」という扱いになります。その場合、給与所得控除を受けられるようになり、結果的に税率を下げる事が可能です。また資産の移転をスムーズにするというメリットも大! ただし適正に活用できている法人が少ないのも事実です。設立する必要があるのか、会社がある場合は適正に運用させているのか定期的に確認が必要となります。



当てはまったら**注意**!

負資産の怖い話



山、畑、田など通常の生活には使わない不動産を何も対策せずに相続が発生すると、恐怖の負資産に!? 固定資産税や管理費などの経費だけがかかり、処分にお金がかかるような、誰も受け取りたくない負資産。もう押し付け合いです。中には100か所以上の不動産を処分するのに500万円以上の費用がかかったケースも。事前に資産内の不動産の価値を色分けしておきましょう。

相続人向け

資産把握できてみんな幸せ



相続人・被相続人の両方に言えることですが、全体の資産を把握することは、特に相続人にメリットのある大きな一歩です。理由は、納税資金を作るために動ける時間が増えるからです。突然莫大な納税額が示されて、不利益な話を受けなくてはならないケースが多いのです。そのためにも「いつかお金が必要になる」と知ることはとても重要なのです。また家族で資産のこの不安がなくなり、全員で明確な対策を取ることができます。

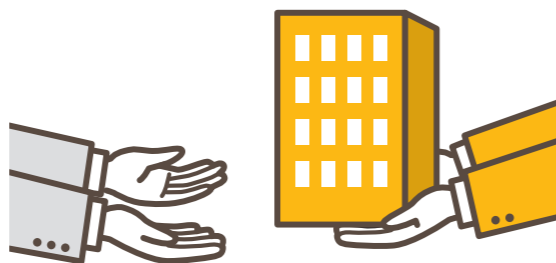
被相続人向け

争相続(あらそうぞく)を回避



P4にも書きましたが、「誰にどの資産を遺すのか」を遺言書に明確に残しておくことで、相続人同士で揉める要因を、大きく減らすことができます。遺産の残し方にもテクニックがあるのです。不動産、保険、株式(特に自社株含む!)をバランスよく相続させるには、専門家の力は非常に役立ちます。迷ったときは、専門家への相談をお勧めいたします。

事業承継は波乱含み



会社をM&Aするのか、子供に相続させるかにより対応の仕方は大きく変わります。とくに少なくとも黒字続きの会社の自社株は、思ったよりもずっと大きい評価額となることもしばしば。ゆえに、子供に会社を承継させたい場合、株の渡し方だけでなく所有財産の渡し方も重要になってきます。安易に保険等で対策するのではなく、長期スパンで考え、他の相続人との財産バランスの配慮が必要です。

bestaxが**できること**

最初の一步はまず整理

30分無料相談(1日1コマ限定)

相続は準備がほぼすべて。その準備は、皆さんがまず現状把握することから始まります。「何から始めればいいのか?」—そんな不安を熟練の弊社スタッフが無料で助力いたします。まずは30分、お気軽にご相談ください。

お申し込みはお電話で!

03-6121-2296
担当/松本

ココを押さえないと始まらない

財産カウンセリング

相続の対象となるものを知る。そのためにはまずリスト化し、想定される税額を把握することが一丁目一番地となります。税理士法人bestaxは、この部分のスペシャリストです。

かかる費用

55,000円~

調査ボリュームにより若干の変動があります

税理士法人 bestax の本領発揮

相続コンサルティング

STEP 1
納税対策

現預金で相続税が支払えない場合(非常によくあります)。不動産を売却するなどして、十分な現預金を確保できるようお手伝い致します。

STEP 2
遺言書の作成

お客様が最も望ましい相続を実現するために、相続争いを防ぐために、法的に有効な遺言書を作成致します。相続は準備、本質はここにあります。

STEP 3
相続税対策

節税対策のための手段として、「生前贈与」、「不動産活用」など、適切な手段を専門家の立場からアドバイス致します。

上記STEP①~③まですべて含め **330,000円~** 業務ボリュームにより若干の変動があります

専門家が入ることでリスクを大きく軽減

相続税申告

「名義預金」など、税務署から指摘される可能性のある事項は全てチェックし、税務調査が行われない申告書を作成致します。

かかる費用

550,000円~

相続財産の金額により報酬が異なります

自由が丘の相続は、自由が丘の専門家に!

税理士法人 bestax



代表 山中 朋文 (やまなか ともふみ)

東京税理士会玉川支部副支部長兼総務部長 / TKC東京都心政経研究会幹事長 / 経済産業省関東経済産業局認定 経営革新等支援機関
著作『相続は準備が9割』(あさ出版) 他多数

住所 自由が丘オフィス(本店) / 東京都世田谷区奥沢5-24-7 グリーンヒルズ自由が丘403
神楽坂オフィス(支店) / 東京都新宿区揚場町1-1揚場ビル7階

Tel 03-6421-2296 Fax 03-6421-2297

Web https://bestax.jp



〈ウェブサイト〉
お問い合わせはこちら